

10月定例教育委員会会議録

公開案件

非公開案件

開催日時	平成29年10月13日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、杉江委員、吉田委員、都築委員、畑中委員 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、中垣、北谷
	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、池本教育総務課長、今中教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、宮廻教育相談課長 【子ども未来部】 木綿こども未来部長、真銅子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴人 1名）	
議事録署名委員	畑中委員、吉田委員	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第26号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正について</p> <p>議案第27号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p> <p>2 協議事項</p> <p>「学校教育で育む力について」</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第26号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正については可決した。</p> <p>議案第27号 奈良市立学校設置条例の一部改正については可決した。</p>	

	<p>2 協議事項</p> <p>「学校教育で育む力について」意見交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
議事の内容	
教 育 長	皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。
教 育 総 務 部 長	理事者の一条高等学校事務長が本日一条高等学校運動会のため欠席扱いとさせていただきます。
教 育 長	一条高等学校事務長は欠席ということでよろしくお願ひします。前回に引き続き5名の校長が出席しております。では事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	先日の連絡協議会にて配布した資料に差し替え及び追加がございます。議案第26号について17ページ及び22ページの今後の学校運営協議会の体制を示したイラストの矢印の方向を双方向に変更させていただきました。次に議案27号について、杉江委員からのご指摘を踏まえ、幼保再編計画の資料を追加させていただきました。次に協議テーマの資料ですが、調査報告による自己有用感の説明が不足していましたのでクロス集計の内容を加えた資料に差し替えております。次に協議事項で使用する資料ですが、「私たちは子供に何ができるのか非認知能力を育み格差に挑む」は吉田委員から事前に提供いただきました資料でございます。左手の資料は文化財課より11月～12月に開催される秋期特別展平城の薨2のご案内と、9月～10月中に教育長決裁により承認しました教育委員会の後援共催にかかる事業一覧でございます。以上でございます。
教 育 長	<p>それでは本日の教育委員会は委員全員が出席しておりますので成立いたします。ただいまから10月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は畑中委員、吉田委員をお願いいたします。</p> <p>次に会議録の確認を行います。平成29年3月臨時委員会3月26日開催の会議録の署名委員は私と畑中委員でしたがよろしいですか。</p>
畑 中 委 員	結構です。
教 育 長	次に4月臨時委員会4月3日開催の会議録署名委員は杉江委員と

	都築委員でしたがよろしいですか。
杉江委員 都築委員	結構です。
教 育 長	ありがとうございました。案件に入る前に1名の方から傍聴の申し出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき1名の傍聴券を交付しましたので、ご報告いたします。それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。
教 育 長	それでは本日の案件に入ります。 本日の案件は議事2件、協議事項1件です。 なお、本日の案件のうち、議案第27号は議会に付すべき案件であるため、非公開として審議すべきと思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第27号は非公開とすることに決定いたしました。 本日の審議順につきましては、公開案件の後、非公開案件の審議を行います。よろしく願いいたします。 それでは公開案件に入ります。議案第26号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」学校教育課長ご説明願います。
公 開 案 件 学 校 教 育 課 長	学校運営協議会につきましては、平成29年3月31日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、それに伴い、奈良市学校運営協議会規則を改正」する必要があり、今回議案 を提出させていただくものです。 改正案をご説明する前に、本市における学校運営協議会の設置状況、また、学校運営協議会にかかわる法改正の主なポイント、そして今後の奈良市の方針について説明させていただきたいと思えます。 お手元の資料P20をご覧ください。現在、本市では、8つの小学校と5つの中学校をコミュニティ・スクールとして指定しております。 また、コミュニティ・スクール準備校として、4小学校、2中学校が学校運営協議会設置に向けた準備を進めております。 この学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められていますが、その法律が今年の3月に一部改正

されました。改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、15ページ、16ページにつけておりますが、主な改正ポイントとして、資料18ページにまとめておりますのでそちらで説明させていただきます。18ページをご覧ください。

今回の改正では、まず、学校運営協議会を設置することが努力義務化された点です。改正前は、学校運営協議会の設置は任意でしたが、努力義務となったことで、今後全ての学校において設置していくことになります。

また、学校運営への必要な支援についても協議すること、また、教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることができるようになりました。さらに、今まで1つの学校に1つの学校運営協議会を設置することとなっておりましたが、複数校で1つの学校運営協議会を設置することができるようになりました。これらの法改正を受け、今後の奈良市におけるコミュニティ・スクール推進に係る基本方針を資料17ページのとおりいたしました。そちらをご覧ください。本市では、これまで平成20年度にすべての中学校区に地域教育協議会を設け、地域と学校との連携・協働を進めてまいりました。この地域と学校の良い関係をより一層推進する仕組みとして、地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置は有効であると考えております。

また、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施される次期学習指導要領に示されおります「社会に開かれた教育課程」の実現を図る上でも、学校運営協議会の早急な設置が必要であると考えております。

また、先ほども申しましたように、今回の改正により複数の学校に対し一つの学校運営協議会を設置することが可能になったことで、地域とともに小中一貫教育を推進する上においても今回の改正を契機として、学校運営協議会をより機能的なものにしていくことが重要であると考えております。以上のことから、本市においては、現在、学校毎に学校運営協議会を設置しておりますが、平成31年度までに1つの中学校区に1つの学校運営協議会の体制をつくり、より効果的な地域と学校の連携・協働体制を構築していきたいと考えております。このような方針を実現するためには、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて、本市で定めております奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する必要があり、今回議案として提案するものでございます。

では、奈良市学校運営協議会規則の改正案についてご説明申し上げます。

資料1ページは、条例、規則等制定改廃調書でございます。

資料2ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条において、この度の規則改正で、法律上の規定に沿っ

て条番号の修正いたしました。

次に、第2条におきましては、協議会の協議事項に学校運営に必要な支援が加わることになりましたので、その旨を記載し、また、「地域に開かれた信頼される学校づくり」を「地域とともにある学校づくり」に変更しました。

続いて、第3条において、学校運営協議会設置が努力義務化されたことに伴い、「協議会を置くこととする」という文言への変更、また、設置校を「対象学校」という表現に変更いたしました。

さらに、複数の学校に1つの協議会を置くことができることを明記しました。

また、第4条では、第3項、第4項を削除し、改正案(3)とまとめました。

続きまして、改正案第5条は全文読ませさせていただきます。

意見の申出第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項について、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取の上、対象学校の校長及び教育委員会を順次経由し、奈良県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限るものとし、対象なる職員個人を特定した意見を述べることはできない。

このように、意見の申出に教職員の任用に関して意見を言えることを、制限をかけて追記しております。

改正案第6条におきましては、住民の参画の促進等のための情報提供について条文を興しています。

続きまして、改正案の第7条に、委員の任命に関し、「対象学校の運営に資する活動を行う者」を追加しています。

続きまして、現行の第8条第3項は、学校運営協議会の設置が努力義務化になり、指定の取り消しはできなくなりましたので削除しています。

また、協議会の委員は特別職の公務員になりますので、改正案の第10条を興し、委員の報酬について定めています。

続きまして、現行の第11条の、評価及び情報の提供を削除しています。これは学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、より透明性の高い広がりをもったものとなるようにするためです。さらに、現行の第12条では、協議会の活動により、学校運営に支障が生じた場合等の対応として、従来は指定を取り消すことができましたが、学校運営協議会の設置が努力義務化となりましたので、改正案の第13条のように必要な措置を講ずる旨を記しました。

	<p>規則改正案は以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>何かご質問等ございますでしょうか。 幅広く提案があったと思いますが。</p>
杉 江 委 員	<p>12条教育委員会は協議会の運営状況についての的確な把握を行い必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障を生じまたは生じるおそれがあると認められる場合には協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとすると思いますが、具体的にどのような事態を想定しての文言追加なのかを教えてください。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>コミュニティ・スクールについては主な役割は学校長が示す学校運営の基本方針を協議し、承認する。これは必須の事項となっています。承認が得られなければ、方針に沿った学校運営が出来ません。例えば、学校運営の基本方針がうまく承認されないということになりましたら、教育委員会が入って学校運営の基本方針等について指導を行ったり、学校運営協議会の委員との調整をすることが想定されます。</p>
杉 江 委 員	<p>どこまで想定しているのかということが聞きたかったのです。今おっしゃったことは分かるのです。追加することはございませんか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>委員も各方面の様々な立場の方が委員として参加されることが予想されます。各方面からの意見が徴収されるということは良い面もございますが、様々な立場から発言をされて協議がまとまらないといった場合もあるかと思えます。 例えば生徒指導の在り方をどうしていくのかという場合、一つの方針を導き出すという場合もあろうかと思えますが、委員間の調整がつかないと言った場合にも教育委員会が関与して生徒指導上の一定の方向が導きだせるような助言も必要だと思います。</p>
杉 江 委 員	<p>もう1点、17ページ基本方針について下の図と矢印の方向を修正していただいたということですね。 社会に開かれた教育家庭を重視するということが協調されていますが、その中で学習指導要領のカリキュラムマネジメントによって支持されている教科横断型の教科については、外部人材を登用することを進めると学習指導要領にもありますが、外部人材を登用するといった場合に、学校からコミュニティスクールに対する働きかけ</p>

	<p>があって行えると思うのですが、新しい教科を準備する場合には専門の教員だけでは不足するといった場合に外部の人材が必要になると思います。</p> <p>このことが協議事項になると思うのですが、そうでしょうかということが質問です。そして、推進していただきたいと思います。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>新旧対照表の第2条に、協議会は学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関とありますので、支援ということで、教科の領域等の指導の支援が必要だということが議論されますので、具体的にそういった支援ができるのかどういった人材が必要なのか学校運営協議会で協議されます。</p> <p>地域教育協議会との連携の中で人材をそこから出していただくということも十分考えられますので、外部人材を登用するうえで必要な支援であると考えています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にございませんでしょうか。都築委員どうぞ。</p>
<p>都 築 委 員</p>	<p>改正案2条、現行は「地域に開かれた信頼される学校づくりを目指す」という表記ですが、改正案では「地域とともにある学校づくりを目指す」とされていますが、その違いについて教えていただけますか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>このコミュニティスクールの趣旨である連携協働から参画へという意味合いがございます。運営に対して協力していくところから一歩進んで地域と一緒に学校は作っていくのですということを強調した文言になっています。学校運営方針を承認するという重い責任をコミュニティスクールが負うということになるので、責任を学校のみが負うのではなく地域も一緒になって参画をし、学校を作っていく責任を負いながら、より良い学校教育を進めていくといったうえにおいて、地域とともにある学校づくりという文言に修正したいと思います。</p>
<p>都 築 委 員</p>	<p>学校側の参画というものも大切で、教師一人一人の参画も大切だと思います。</p> <p>もう1点、意見を述べさせてほしいのですが、コミュニティスクール推進に係る基本方針についての資料の、最終的にはひとつの中学校区にひとつの学校運営協議会の体制をつくりより効果的な地域と学校の連携・協働体制を構築していく。とありますが、双方向性を持たせた中学校区運営協議会と各中学校、各小学校が対等な立場で双方向の関係性をもって色々協議を進めていくとなっていますが、ひとつの中学校区にひとつの学校運営協議会の体制が、すべて</p>

	<p>の中学校区で最良の形なのかどうか慎重に協議する必要があると思います。運営の仕方が具体的にどう回っていくのか、地域教育協議会との違いは何なのか。検討して進めていかないと効果的なものにならないと思います。現在、協議か等に関わってコーディネーターをしている人間としては、今後慎重にともに考えていけたらと思います。</p>
教 育 長	<p>学校支援地域事業との兼ね合いですか。</p>
都 築 委 員	<p>コミュニティスクールというのは学校をどうして行くかということですから。 それを全体で考えていくというのは。</p>
教 育 長	<p>中学校区で小学校のことを考えていくのは無理があるのではないかということですね。</p>
都 築 委 員	<p>当事者性が薄くなるのではないかと思います。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>現在、地域教育協議会も中学校区が単位になっています。 小中一貫を推進するにも推進ブロックも中学校区が単位になっています。 中学校区で目指す子ども像や抱える課題を共有して取り組んでいくことが大切だと思います。 地域によって支援体制の進み具合は異なるものがあるので、一律にはいかない部分がありますが、理念としてはそれぞれの学校の特色を大事にしながら中学校区を単位とした地域連携が奈良市の強みだと思いますので、最終的には同じ方向を向いて子ども達を育成していくという意識を持っていただきたいと思います。各中学校区に主旨を説明させていただいて、理解をしていただく必要があると考えています。</p>
教 育 長	<p>現在13校に配置されていて、準備校は6校ということで準備をされていますが、法の改正によって大きかったのは、学校運営協議会の設置が努力義務化されたということで、法律の趣旨からすると設置しなさいということでしょうから、学校にこのことをやりなさいということになろうかと思います。 今までは複数校でひとつの協議会を設置することができなかったのですが、できるようになったということも今回の法改正ですので、地域でやってきていただいた実態から踏まえると、具体的にいうと、三笠中学校はまとまりをもちたかったわけですが、法律がそうになっていないですからそれぞれの学校でやっていたのですが、今</p>

回の法改正で中学校区でひとつにまとめることができる。ただ、自体がそうではないところがありますので、慎重にしていけないといけないと思います。

連合会は小学校区が連合会を持っていて地域の地盤がそこにありますから、しかも小中で一小一中というところもありますから、このあたりは整合性を持たせていくのが必要だと思います。

大きな方針としてはこれでどうでしょうかということだと思うのですが、地域だけが協力するというのではなく、学校も協力するのだということを経験コーディネーターからもご意見いただきましたし、感じておられることなのかなと思います。

都 築 委 員

学校と先生が地域に出てきてほしいということではないです。実際コーディネーターが現場に行くと先生方が理解されていないと思います。希望や要求といった何がしてほしいという声があがってこない。そこが一番大事だと思いますが、やらないといけないからやっているというのが感じられるので、地域と一緒にいいものを作っていくという参画の意識をもっていただきたいと思います。

学校の先生に地域に協力してほしいということではないということをお伝えしておきたいと思います。

教 育 長

他に何かございませんでしょうか。

畑中委員どうぞ。

畑 中 委 員

学校運営協議会が果たす役割は、地域の活性化もあると思いますが、子どもを対象としたときに地域と保護者が繋がることで、子ども達が授業に集中できる環境にしていくということが大切だと思います。そこに先生方がどう関わっていくか。子どもに向く時間が増え、集中できるようになっていくことが大切だとおもいます。

実際、学校で色々な家庭事情があったり、学力差があったり、中学生ですと思春期を迎える子ども達に労力と時間をつぎ込んでいただいているのですが、学校運営協議会がうまく機能することによって、先生方の個々の力が引き出されてフォロワーシップを発揮されて学校の運営に活かされていくことが目的とするところではないかと思います。

質問なのですが、この運営方針はすでに学校でお持ちの教育目標やビジョンと運営方針は別なのですか。

学 校 教 育 課 長

同じです。中学校区でどういった子どもを育てるのか共通理解をいただいています。

そのうえで、各学校の運営方針を立てていただいています。

それは、コミュニティスクールで議論していただいている学校の方

	針と同じだと考えていただけたらと思います。
教 育 長	他にございませんか。 吉田委員どうぞ。
吉 田 委 員	6条、設置校の教職員とありますが、何名ですとか対象となる教職員はどういう人を想定しているのですか。
学 校 教 育 課 長	人数等を規定しておりませんし、特定の職員がどうこうということではございません。学校運営をしていくうえで、こういった人材が必要であるとか例えば生徒指導上の問題が発生していて、生徒指導を立て直していくことが最重要課題だとすれば、生徒指導に長けた人材が必要でありますし、その他支援が必要なときに人材が重要な位置を占めますの、どこの先生を呼びたいという問題ではなく課題に対応できる人材を学校へ任用してほしいということだと思います。何人いればいいとかいうことではなく、こういった人材が必要だという意見を出していただければと思います。
吉 田 委 員	個人的な意見としては、教頭とか主幹教諭や生徒指導の主事とかが入られるのが普通だと思うのですが、若手の教諭も入っていただけたら先生方が参画しているという意識が持てるのではなかと思います。自由に考えて色んな方に参画していただくということが重要だと思います。
教 育 長	よろしいですか。尊重しながら、「信頼される学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」に文言が連携協働から参画へというところだと思うのでよろしくお願いします。 それでは、採決いたします。 議案第26号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご意見ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第26号は原案通り可決することに決定いたしました。
教 育 長	次に協議事項に入ります。
協 議 事 項	3、協議事項

「学校教育で育む力について」

テーマについて教育政策課長から説明、意見交換及び協議を行った。

教 育 長

これで非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。
傍聴人の方はご退席願います。他にご意見、連絡事項等はありませんか。次回11月の定例教育委員会会議の日程ですが、連絡協議会は11月7日（火）、定例教育委員会は11月14日（火）いずれも10時から開催しますのでよろしくお願ひします。

非 公 開 案 件

教 育 長

では非公開案件に入ります。
次に議案第27号「奈良市学校設置条例の一部改正について」子ども政策課長お願ひします。

子ども政策課長

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規程により非公開とする。

議案第27号「奈良市学校設置条例の一部改正について」子ども政策課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

教 育 長

それでは、本日の定例教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。